

令和5年度 第5回 低圧電気取扱い業務に係る特別教育のご案内

労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条により、低圧電気(直流750V以下、交流600V以下)の充電回路の敷設、若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務については、危険有害業務として特別教育の実施が義務付けられています。つきましては、下記要領で教育を開催いたしますので受講下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日 時

【学科】 令和5年12月7日(木) 【実技】 令和5年12月9日(土) いずれも8時50分～17時00分

2. 場 所

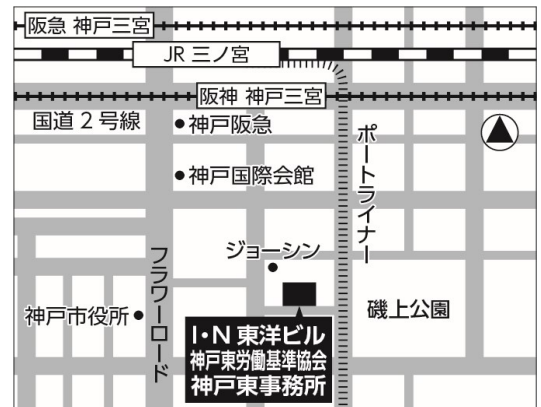
【学科】 神戸東労働基準協会 研修室 神戸市中央区八幡通3丁目2-5 I・N東洋ビル6階
【実技】 (株)神戸製鋼所 神戸線条工場 神戸市灘区灘浜東町2

3. 講習カリキュラム

	時間	科目
学 科	8:30-8:50	受付
	8:50-9:00	オリエンテーション
	9:00-10:00	低圧の電気に関する基礎知識
	10:00-10:10	休憩
	10:10-12:10	低圧の電気設備に関する基礎知識
	12:10-12:45	休憩(昼食)
	12:45-13:45	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
	13:45-15:45	低圧用の活線作業及び活線近接作業の方法
	15:45-15:55	休憩
	15:55-17:00	関係法令
実 技	8:30-8:50	受付
	8:50-9:00	オリエンテーション
	9:00-10:00	計測機器の取り扱い、道工具の取り扱い
	10:00-12:00	移動式、可動式電気機器の点検
	12:00-12:50	休憩(昼食)
	12:50-13:50	NFBとELBの使用法
	13:50-15:50	電動機運転回路の作成
	15:50-16:00	休憩
	16:00-17:00	遮断機の開閉と命札の取り扱い

学科会場案内図等

(JR、阪急、阪神「三宮駅」より南へ徒歩約8分)



(実技会場は、学科の際にお伝えします)

4. 料 金(消費税込)

- ・**会員**: 17,050円/名(受講料16,280円+テキスト代770円)・**非会員**: 19,250円/名(受講料18,480円+テキスト代770円)
- ・受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
- 振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

5. 定 員 20名 受付終了日: 令和5年11月27日(月) ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

- ・受講申し込みは、ホームページ(<https://kobeigashi.com>)にてお願いします。(会員、非会員区分は、必ず選択して下さい)
- 注) ホームページ入力時外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書記載の氏名を入力下さい。
- ・受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。

7. 受講時準備品

学科: 受講票、筆記用具及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、社員証)、昼食、マスク等
実技: 受講票、筆記用具、ヘルメット、作業服上下(長袖)、安全靴、脚絆、防じん抹布、手袋、印鑑、昼食、マスク等

8. その他

- ・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- ・欠席、遅刻、早退等は教育時間不足につき受講無効扱いとし、原則修了証は交付いたしません。
- ・会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)
- ・ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

受講案内書別紙

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

Webによる申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

神戸東労働基準協会

078-222-1001